
日付： 2004年12月10日
提出元： (株)アッカネットワークス
題名： 線路長の定義
課題表対応 JJ100.01第3版原稿

SMS-20-SMS-02の線路長に関する修正案である。

➤ 5.4 線路長の定義

本標準において、ADSL回線が使用する芯線の損失は全て分岐(ブリッジタップ)のない0.4mmPE絶縁ケーブルの長さで与えられている。(線路長と呼ぶ)

言い換えれば、0.4mmPE絶縁ケーブル以外の線路長はATU-CとTU-R間の距離(長さ)ではない。

0.4mmポリエチレン絶縁ケーブル以外の芯線の長さ(ATU-CとTU-R間の距離)は、当該芯線の160kHzにおける単位距離当たりの損失で、同一線路長の0.4mmポリエチレン絶縁ケーブル芯線の160kHzにおける伝送損失を除することにより求められる。

限界線路長に相当する芯線の長さも、この方法で換算可能である。

電話ケーブルの伝送損失に関しては、G.996.1 6.1.3 およびB章を参照のこと。

また、本標準では5kmまでの線路長におけるスペクトル適合性の判断を行う基準を規定している。

➤ 総ての適合性評価結果の表

“換算線路長”を“損失 [単位：線路長]”とする。